



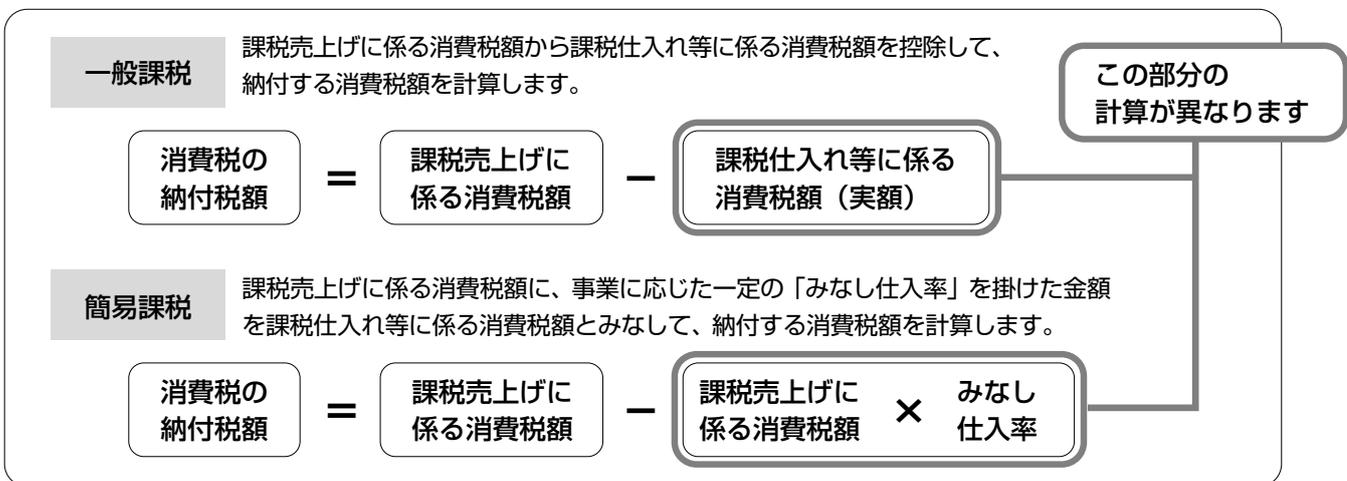
8 控除税額等の計算は？

この章では、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる「仕入控除税額」について説明します。

1. 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、仕入控除税額の計算方法が異なります。

■ 納付税額の計算方法（概要）



納付税額の計算方法は？

簡易課税制度を選択しますか？

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は「簡易課税制度」を選択できます。

選択しない

選択する

一般課税

→P30

留意事項

- 一般課税により申告する事業者は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存が必要です（P33参照）。
- 帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入れや経費に係る消費税分を控除することができませんので、十分ご注意ください。

簡易課税

→P42

留意事項

- 「消費税簡易課税制度選択届出書」を原則として、事前に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額に設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

※ なお、一般課税・簡易課税いずれの方法を選択している場合においても、一定の要件を満たせば、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間については、2割特例により納付税額を計算することができます。2割特例については、P48をご参照ください。

2-(1). 一般課税の場合の計算方法

簡易課税制度又は2割特例を適用しない事業者の計算方法を説明します。

仕入控除税額の計算方法



[1] 課税売上割合の計算方法

課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額の計算方法は、その課税期間中の「課税売上高」及び「課税売上割合」によって異なります。課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、次ページの [2] ①の方法により、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、[2] ②の方法により計算します。(注1)

課税売上割合は、次の算式により計算します。(注2)

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間中の総売上高（税抜き）}}$$

- 分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等(注3)の対価の額の合計額をいいます(課税売上高と輸出による免税売上高、非課税売上高の合計額となります)。
- 分子の課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等(注3)の対価の額の合計額をいいます。これには、輸出による免税売上高が含まれます。

〈図：課税売上割合〉



- それぞれの売上高には、貸倒れになった売上高を含みます。また、売上げについて返品を受けたり、値引き、割戻し等を行った場合は、それらに係る金額を控除します。
- 総売上高に加える特定の有価証券等及び貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます)の譲渡の対価の額は、その譲渡の対価の額の5%に相当する金額とされます。

注1

課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

注2

不課税取引、支払手段、特定の金銭債権及び現先取引債券(売現先)等の売上高は分母、分子に含みません。ただし、現先取引債券(買現先)等の取引のうち、金利相当部分は分母に含みません。

注3

特定資産の譲渡等(参照→P50)を除きます。

[2] 仕入控除税額の計算

- ① 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{国内における課税仕入れに係る消費税額} + \text{外国貨物の引取りに係る消費税額}$$

【積上げ計算】
請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額 $\times \frac{78}{100}$

又は
【割戻し計算】
課税仕入れ高の合計額(税込み) $\times \frac{7.8}{110}$ (標準税率) 又は $\frac{6.24}{108}$ (軽減税率)

積上げ計算や割戻し計算については、P5をご参照ください。

保稅地域から引き取った外国貨物に課された、又は課されるべき消費税額。

- ② 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合

課税仕入れ等に係る消費税額のうち、課税売上げに対応する部分のみが、仕入控除税額となります。
したがって、次の(a)又は(b)の方式で計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全てを、次のように区分します。

(a) 個別対応方式	イ 課税売上げにのみ対応するもの	課税売上割合 であん分	仕入控除税額 (控除する消費税額)	
	課税仕入れ等に係る消費税額		ハ イとロの両方に共通するもの	控除できない消費税額
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの			

次の算式により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{イの消費税額} + (\text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合})$$

なお、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により、仕入控除税額を計算することができます。



〈届出等の手続〉



- 課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとするとき……

納税地の所轄税務署長に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出し、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認を受ける必要があります。なお、承認申請書を適用を受けようとする課税期間の末日までに提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に承認を受けた場合は、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなされます。

承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

- 課税売上割合に準ずる割合の適用をやめようとするとき……

課税売上割合に準ずる割合の適用を受けている事業者が、その適用をやめて本来の課税売上割合によって仕入控除税額を計算しようとするときは、その適用をやめようとする課税期間の末日までに「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」を提出する必要があります。

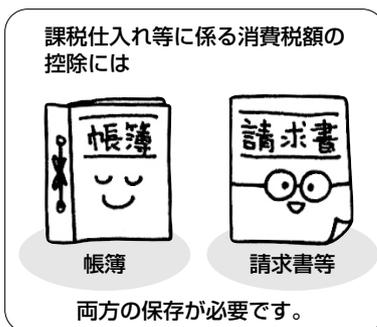
1 消費税の仕組み
2 課税対象
3 非課税取引
4 輸出免税
5 納税義務者
6 納税義務の成立時期
7 課税標準
8 控除税額等の計算方法
9 国境を越えた役務の提供
10 端数計算
11 地方消費税
12 手続
13 納税地
14 届出等
15 帳簿の保存
16 国等に対する特別
17 会計処理
18 適格請求書発行事業者
19 総額表示

[3] 帳簿と請求書等の両方の保存

消費税等の税率は標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率ですので、事業者の方は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税仕入れ等に係る消費税額を控除(仕入税額控除)するには、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及び適格請求書等の請求書等の両方の保存が必要となります(注6)。これらの両方が保存されていない場合(注7)(注8)は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません。

なお、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、一定の事項が記載された帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存することで、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があります。この経過措置については、P39をご参照ください。



帳簿の記載事項

課税仕入れ	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称(注9)、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)、④課税仕入れの対価の額
課税貨物(輸入)	①引取年月日、②課税貨物の内容、③課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額



適格請求書等の記載事項

課税仕入れ	納品書・請求書等	【課税仕入れについて相手方が発行した請求書、納品書等】 ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等の内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率、⑤税率ごとに区分した消費税額等、⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(注10)
	仕入明細書・仕入計算書等	【課税仕入れを行った事業者が作成した仕入明細書、仕入計算書等で、記載事項について相手方の確認を受けたもの】 ①書類の作成者の氏名又は名称、②課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号、③課税仕入れを行った年月日、④課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)、⑤税率ごとに区分して合計した課税仕入れの支払対価の額及び適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等
課税貨物(輸入)	【税関長から交付を受けた輸入許可書等】 ①保税地域の所轄税関長、②引取り可能になった年月日、③課税貨物の内容、④課税貨物の価額並びに消費税額及び地方消費税額、⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

参照→特定課税仕入れに係る帳簿及び請求書等の保存はP51

注6

簡易課税制度(参照→P42)を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及び請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。2割特例(参照→P48)の適用を受ける場合も同様です。

注7

金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類の保存が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(平成31年4月)(令和4年7月改訂)」をご参照ください。

注8

災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

参照→区分記載請求書等はP34、39

注9

帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が認められる特例のうち一定のもので、不特定かつ多数の者から課税仕入れを行う事業に係る課税仕入れについては記載を省略できます。

注10

小売業、飲食店業、タクシー業等不特定多数の者に対し資産の譲渡等を行う事業者から交付を受ける書類で、これらの事業に係るものについては⑥の記載が省略されていても差し支えなく、④の適用税率又は⑤の消費税額等は、いずれかの記載で差し支えありません(適格簡易請求書)。



(参考) 区分記載請求書等の記載事項

令和5年9月30日までにを行った課税仕入れについては区分記載請求書の保存が必要です。

課税仕入れ	納品書・請求書等	<p>【課税仕入れについて相手方が発行した請求書、納品書等】 ①書類作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等の内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額、⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(注11)</p>
	仕入明細書・仕入計算書等	<p>【課税仕入れを行った事業者が作成した仕入明細書、仕入計算書等で、記載事項について相手方の確認を受けたもの】 ①書類の作成者の氏名又は名称、②課税仕入れの相手方の氏名又は名称、③課税仕入れを行った年月日、④課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)、⑤税率ごとに区分して合計した課税仕入れの支払対価の額</p>

なお、帳簿及び請求書等は、次のとおり納税地等に保存する必要があります。



帳簿 …………… 閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間(注12)



請求書等 …… 受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間(注12)

注11

小売業、飲食店業、タクシー業等不特定多数の者に対し資産の譲渡等を行う事業者から交付を受ける書類で、これらの事業に係るものについては⑤の記載が省略されていても差し支えありません。

注12

消費税の申告期限の特例(参照→P59)の適用を受けている法人は、その適用により延長された申告期限の翌日から7年間となります。



もっとくわしく

● 適格請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が認められる特例があります。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満(注13)のものに限ります。）
- ② 適格簡易請求書（簡易インボイス）の記載事項（課税資産の譲渡等を行った年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満(注13)のものに限ります。）
- ⑥ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）に係る課税仕入れ

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項（P33参照）に加え、次の事項の記載が必要となります。

・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

⑤に該当する場合、「自販機」、「ATM」

・ 仕入れの相手方の住所又は所在地

例：②に該当する場合（3万円以上のもの）、「○○施設 入場券」

(注) 帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な課税仕入れは、次のとおりです。

イ 上記①の課税仕入れ

ロ 上記②の課税仕入れのうち3万円未満のもの

ハ 上記③・④の課税仕入れ（③に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のもの限り、④に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限ります。）

ニ 上記⑤から⑦までの課税仕入れ

● 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満(注13)である場合には、一定の事項が記載された帳簿(注14)のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。

注13

1商品ごとの税込金額等で判定するのではなく、1回の取引の課税仕入れに係る税込金額により判定します。

注14

この経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。



Q&A

Q

消費税のために特別な帳簿が必要ですか？

A

P33の記載事項を充足する帳簿であれば、所得税や法人税のための帳簿でよく、消費税のための新たな帳簿の備付けが特別に義務付けられているものではありません。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書発行事業者
- 19 総額表示

[4] 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿の記載について

課税仕入れ等に係る消費税額の控除の要件である「帳簿及び請求書等の保存」における帳簿の記載方法等についての取扱いは次のようになります。

帳簿の記載について、法令で定める事項を記載するに当たっては、請求書等に記載されている個々の商品等について、そのまま詳細に記載する必要はありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合には、区分する必要があります。また、商品が軽減税率の対象品目である場合にはその旨を記載する必要があります。

なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（P39参照）の適用を受ける場合には、当該経過措置の適用を受ける旨を記載する必要があります。



具体的な記載方法

- ① 請求書等の内容を帳簿へ記載するに当たっては、申告時に請求書等を個々に確認することなく、帳簿に基づいて税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

[例：商品の一般的な総称でまとめて記載する等]

- ② 一取引で複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れであるときは、商品の一般的な総称でまとめて記載することで差し支えありません。

[例：「○○等」、「○○ほか」等]

- ③ 同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合でも、請求書等に一回毎の取引の明細が記載又は添付されているときは、課税仕入れの年月日をその一定期間の記載とし、取引金額もその請求書等の合計額による帳簿の記載で差し支えありません。

[例：「○月分」等]

- ④ 課税商品と非課税商品がある場合（例えば、贈答用のお菓子〈課税〉と商品券〈非課税〉のように課税と非課税があるとき）には、区分して記載する必要があります。なお、それぞれの取引について、記帳の度に課税取引や非課税取引の区分を帳簿に記載しておく、決算や消費税の計算時の集計に便利です。

- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨の記載については、軽減税率の適用対象を示す記号（「※」など）等の記載をする方法がありますが、この他に税率区分欄を設けて、税率や税率コードを記載する方法もあります。

- ⑥ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（P39参照）の適用を受ける旨の記載については、当該経過措置の適用対象を示す記号（「★」など）等の記載をする方法や、「80%控除対象」といった記載をする方法もあります。

帳簿の記載例～青果店の場合～

日付	摘要		売上	仕入	経費			
					給料賃金	接待交際費	消耗品等	雑費
X.7.1	現金売上 青果※	(課)	21,600					
X.7.1	(株)有楽町商事 野菜※	(○)		32,400				
X.7.1	銀座物産(有) 文房具等	(○)					4,400	
X.7.1	(株)虎ノ門商会 青果※(○月分)	(○)		43,200				
X.7.1	(株)新橋デパート 贈答用商品券	(×)				10,000		
X.7.1	(株)新橋デパート 贈答用お菓子※	(○)				32,400		
X.7.1	(株)霞ヶ関物産 加工食品 ※★	(○)		21,600				



★は80%控除対象 ※は軽減税率対象品目



もっとくわしく

記載する際の注意点……

- 帳簿代用書類は、仕入税額控除の要件とされる帳簿には該当しません。ただし、帳簿代用書類でも課税仕入れの相手方が作成したものは「請求書等」に該当するものと考えられます。申告時に、課税仕入れに関する法定事項が帳簿に記載(注15) されていれば、当該書類(法定事項が記載されているもの)と帳簿を保存することで税額控除の要件を満たすことになります。
- 伝票会計を採っている事業者の伝票が、P33の「帳簿の記載事項」を記載したものであれば、当該伝票を整理し、日計表月計表等を付加した伝票綴りを保存する場合は、「帳簿の保存」があるものとして取り扱われます。
- 帳簿に記載する氏名又は名称は、フルネームで記載するのが原則です。しかし、課税仕入れの相手方の正式な氏名又は名称及び略称が記載されている取引先名簿が備え付けられている場合は、略称による氏名又は名称の記載でも差し支えありません。屋号等による記載も、電話番号が明らかである等により課税仕入れの相手方が特定できる場合は、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

注15

当該書類を個々に確認することなく、控除税額を計算できる程度の記載は必要です。

[5] 適格請求書等の記載について

■ 適格請求書等の記載例

適格請求書	適格簡易請求書
<ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ) ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)又は適用税率 <p>※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業に係る取引については適格請求書に代えて交付することができます。</p>

※ 「取引内容」については、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載で、差し支えありません(例: タオルセット⇒雑貨、魚・豚肉⇒食料品)。

また、「軽減税率の対象品目である旨」の記載については、軽減税率の適用対象を示す記号(「※」や「☆」など)等の記載をする以外に、例えば、次の方法があります。

- (1) 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- (2) 税率ごとに請求書を分けて発行する。



仕入明細書等による対応

売手から交付される適格請求書等のほか、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。

記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

■ 仕入明細書等の記載例

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
(4月分) ○年○月○日

●●(株)御中 ○年○月○日

登録番号: T123456... (株)△△

◎送付後一定期間内に連絡がない場合確認済みとします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)
4	1	食品※	8% 2,000
		日用品	10% 600
	3	食品※	8% 5,900
	4	日用品	10% 30,000
		...	
合計		仕入金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--|---|
| <p>① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称</p> <p>② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>③ 課税仕入れを行った年月日</p> | <p>④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）</p> <p>⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率</p> <p>⑥ 税率ごとに区分した消費税額等</p> |
|--|---|

複数書類による対応

適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、一か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

(株)○○御中 ××年11月1日

10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
Na0011	11,960円
Na0012	7,640円
Na0013	9,800円
...	...
合計	109,200円 (消費税9,200円)

10%対象	66,000円	(消費税6,000円)
8%対象	43,200円	(消費税3,200円)

△△商事(株)

登録番号 T1234567890123

納品書番号
(関連の明確化)

納品書Na0013 (株)○○御中 △△商事(株)

納品書Na0012 (株)○○御中 △△商事(株)

納品書Na0011 (株)○○御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
××年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

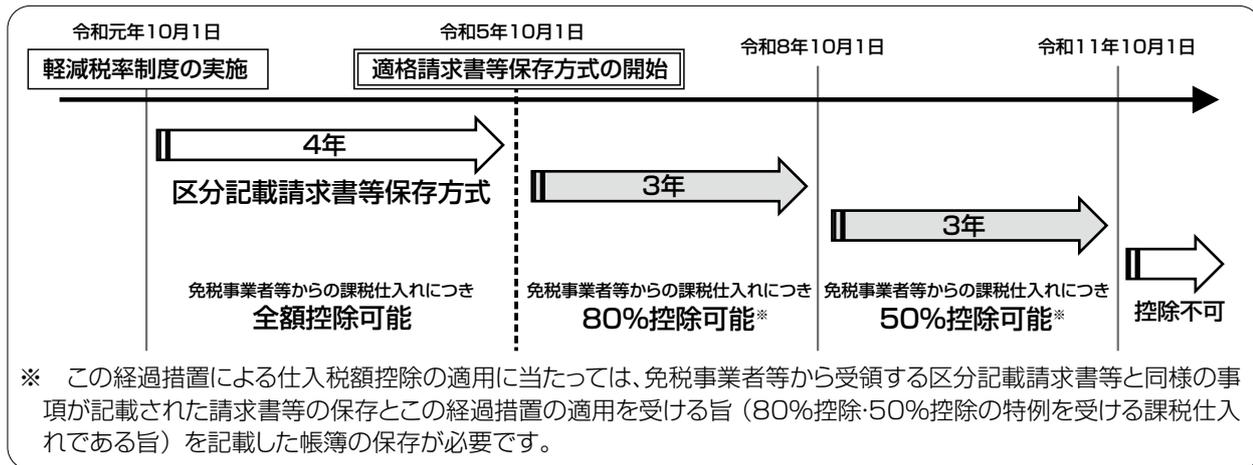
- | | |
|--|---|
| <p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）</p> | <p>④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率</p> <p>⑤ 税率ごとに区分した消費税額等</p> <p>⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> |
|--|---|

[6] 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができません。

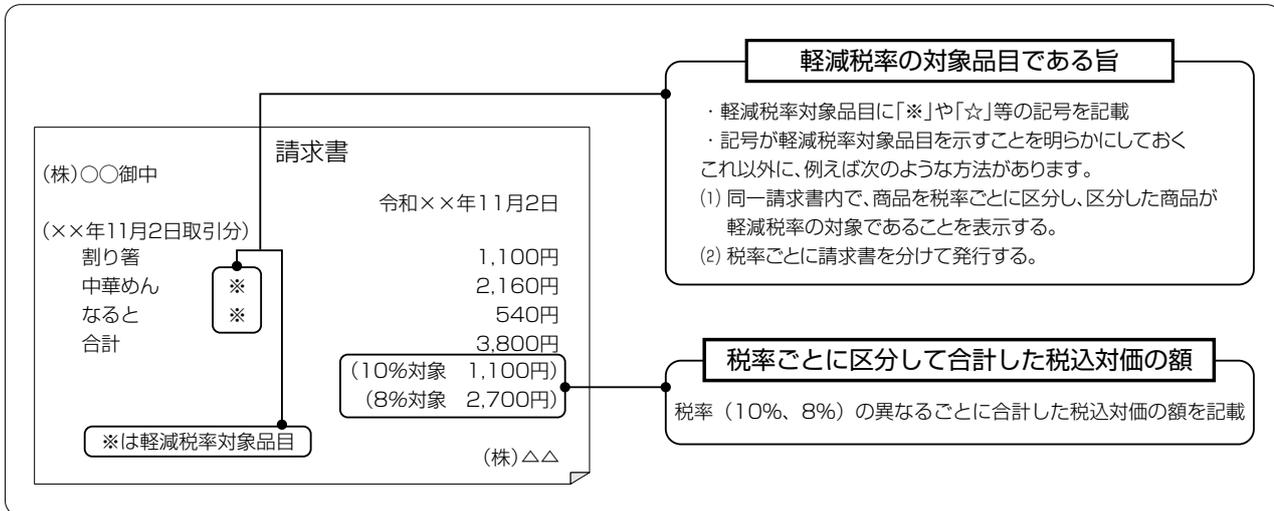
ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和5年10月からの3年間は、仕入税額相当額の80%、令和8年10月からの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

なお、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から、一の免税事業者等から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込み）がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を受けることはできません。



(参考) 区分記載請求書等の記載について

■ 区分記載請求書の記載例





交付された請求書等に記載事項である「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは…

適格請求書等保存方式においては、仕入先から交付を受けた事業者自らが記載事項を修正したり、追記したりすることは認められませんので、記載事項を満たす請求書等の交付を求めるか、仕入明細書等による対応（P38参照）をしていただくことになります。

なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けるに当たり保存すべき請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

2-(2). 仕入控除税額の計算の特例

[1] 仕入対価の返還等がある場合

課税事業者が課税仕入れにつき、返品をしたり、値引き、割引、割戻しを受けたことにより、仕入対価の返還等（注16）を受けた場合の仕入控除税額は、次のように計算します。

まず、仕入対価の返還等に係る消費税額を次のとおり計算します。

■ 仕入対価の返還等に係る消費税額の計算方法

$$\text{仕入対価の返還等に係る消費税額} = \text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (標準税率) 又は } \frac{6.24}{108} \text{ (軽減税率)}$$

なお、仕入対価の返還等につき適格返還請求書の交付を受けている場合には、次の計算方法により計算することができます。

$$\text{仕入対価の返還等に係る消費税額} = \text{適格返還請求書に記載された消費税額等} \times \frac{78}{100}$$

そして次ページの区分に応じて、仕入対価の返還等を受けた課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額から、仕入対価の返還等に係る消費税額を控除します。（注17）

注16

課税仕入れに係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還、又は課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部や一部の減額をいいます。

注17

仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

■仕入対価の返還を受けた場合の計算方法

控除方式	仕入控除税額の計算	
課税期間中の課税売上高が5億円以下、(P30注1)かつ、課税売上割合が95%以上	$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} - \text{仕入対価の返還等に係る消費税額}$	
課税期間中の課税売上高が5億円超(P30注1)又は課税売上割合が95%未満	個別対応方式	$\text{仕入控除税額} = A + B$ $\begin{aligned} & \text{課税売上げにのみ対応する課税仕入れ等に係る消費税額} - \text{課税売上げにのみ対応する仕入対価の返還等に係る消費税額} = A \\ & \text{課税売上げと非課税売上げに共通する課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合} - \text{課税売上げと非課税売上げに共通する仕入対価の返還等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合} = B \end{aligned}$
	一括比例配分方式	$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合} - \text{仕入対価の返還等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$

[2] 非課税資産を輸出した場合等

非課税資産の輸出取引等(注18)を行った場合(注19)及び海外支店等に資産(注20)を移送する場合は、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等とみなされます。

ただし、輸出されたことについての証明がない場合は、この規定の適用はありません。

[3] 高額な固定資産等の控除税額の調整

- ① 調整対象固定資産(注21)を所有する場合で以下の状況となったときは、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。
 - 一定期間内における課税売上割合が著しく変動した場合
 - 一定期間内に調整対象固定資産の用途を、課税業務用から非課税業務用に変更した場合
 - 一定期間内に調整対象固定資産の用途を、非課税業務用から課税業務用に変更した場合
- ② 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物について、一定期間内に課税賃貸用(非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用)に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。

注18

有価証券及び支払手段等特定のもの(注19)の輸出を除きます。

注19

例えば、金銭の貸付けや社債等の取得で債務者が非居住者であるもの等をいいます。

注20

有価証券及び支払手段等特定のもの(注21)を除きます。

注21

購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、棚卸資産以外のもの)をいいます。

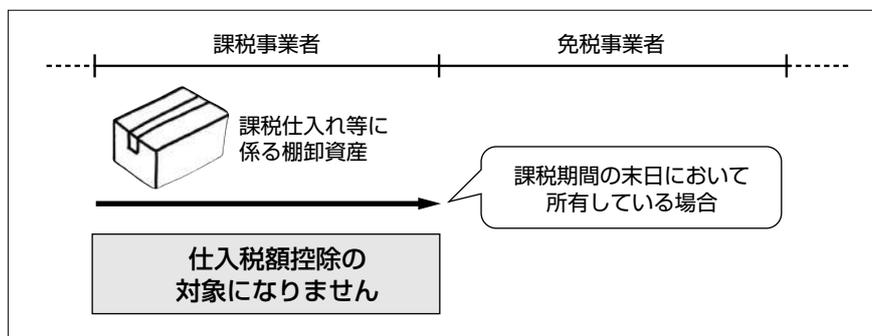
参照→居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限はP32



[4] 課税事業者が免税事業者となる場合の調整

課税事業者が免税事業者となる課税期間の直前の課税期間に仕入れた課税仕入れ等に係る棚卸資産を、その直前の課税期間の末日において所有している場合

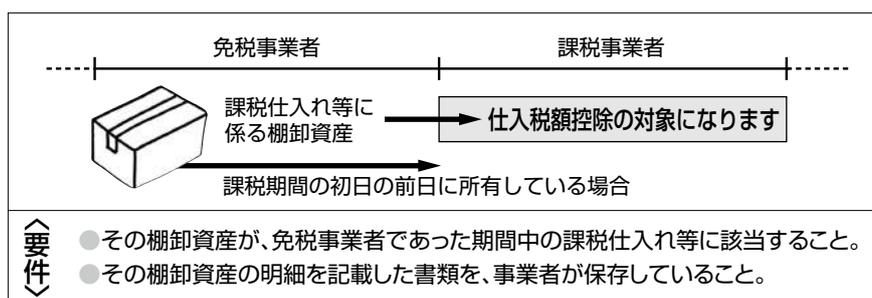
→ その棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、その直前の課税期間における仕入控除税額の計算の対象にすることはできません。



[5] 免税事業者が課税事業者となった場合の調整

免税事業者が課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうち、納税義務が免除されていた期間中の課税仕入れ等に係るものがある場合

→ その棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入控除税額の計算の対象となります。



※ 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより、課税期間の途中から課税事業者となる場合も同様です。

3. 簡易課税制度による計算方法

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

参照→みなし仕入率はP43

[1] 必要な条件

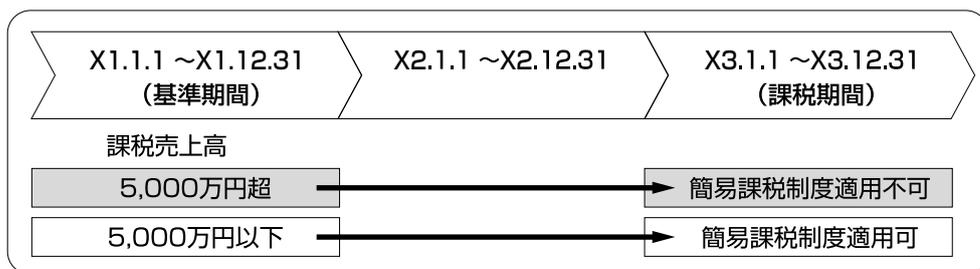
簡易課税制度の適用を受けるには、次の要件を全て満たす必要があります(注22)。

- ① その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること。
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出していること。

注22

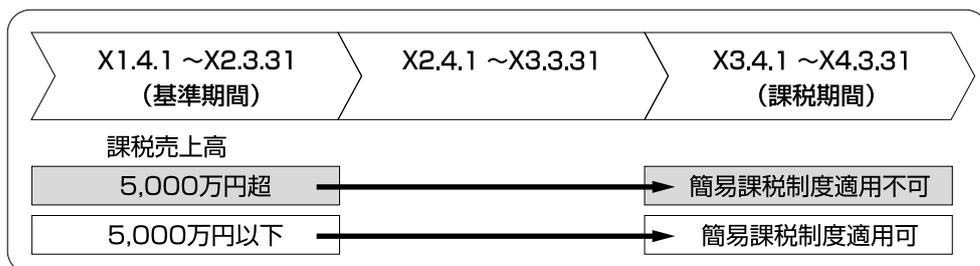
令和6年10月1日以後に開始する課税期間の初日において恒久的施設(PE)を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けることができません。

○個人事業者の適用関係



○法人の適用関係

<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



[2] みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

■簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	 卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の業者に販売する事業)	90%
第二種事業	 小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業) 農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第三種事業 (注23)	 農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く) 鉱業、建設業、製造業 (注24)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	 第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業 (注25) (飲食店業等) ・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する。	60%
第五種事業	 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (注26) (第一種事業から第三種事業までに該当しないもの)	50%
第六種事業	 不動産業	40%

注23

第一種事業、第二種事業に該当する事業、加工賃等に類する料金を対価とする役務の提供を除きます。

注24

製造小売業を含みます。

注25

第三種事業から除かれる、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は第四種事業に含まれます。

注26

飲食店業に該当する事業を除きます。



もっとくわしく

2種類以上の事業を営んでいる場合……

事業区分は取引ごとに判定し、いずれかに区分します。
このため、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

例

小売業者が、他の者から仕入れた商品の小売と併せて自己において製造した商品を消費者に販売しているような場合
→ 事業内容が小売業（第二種事業）と製造小売業（第三種事業）に該当するので、それぞれの課税売上げについて区分する必要があります。

参照→事業の区分方法はP46

[3] 仕入控除税額の計算

仕入控除税額の計算は次のようになります。

① 1種類の事業のみを営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者は、課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率を掛けた金額が仕入控除税額となります。

■ 1種類の事業のみを営む場合の算式

$$\boxed{\text{仕入控除税額}} = \boxed{\text{課税標準額に対する消費税額 (注27)}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}}$$

注27

簡易課税制度による仕入控除税額の計算をする場合の課税標準額に対する消費税額とは、売上対価の返還等に係る消費税の合計額を控除した残額をいいます。

② 2種類以上の事業を営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

原則的な計算方法は、(イ) のとおりですが、次ページの(ロ) 又は(ハ) の適用が認められています。

(イ) 原則的な計算方法

第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

■ 2種類以上の事業を営む場合の原則的な算式

$$\boxed{\text{仕入控除税額}} = \boxed{\text{課税標準額に対する消費税額 (注27)}} \times$$

第一種事業に係る消費税額 × 90%	+	第二種事業に係る消費税額 × 80%	+	第三種事業に係る消費税額 × 70%	+	第四種事業に係る消費税額 × 60%	+	第五種事業に係る消費税額 × 50%	+	第六種事業に係る消費税額 × 40%
第一種事業に係る消費税額	+	第二種事業に係る消費税額	+	第三種事業に係る消費税額	+	第四種事業に係る消費税額	+	第五種事業に係る消費税額	+	第六種事業に係る消費税額

また、次のいずれにも該当しない場合には、次の算式により計算することもできます。

● 貸倒回収額がある場合

● 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

$$\boxed{\text{仕入控除税額}} = \boxed{\text{第一種事業に係る消費税額}} + \boxed{\text{第二種事業に係る消費税額}} + \boxed{\text{第三種事業に係る消費税額}} + \boxed{\text{第四種事業に係る消費税額}} + \boxed{\text{第五種事業に係る消費税額}} + \boxed{\text{第六種事業に係る消費税額}}$$

(ロ) 第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合

75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対し適用することができます。

例

卸売業（第一種事業）と小売業（第二種事業）を兼業している事業者の場合、課税売上高が卸売部分100分の80、小売部分100分の20の場合は、その課税売上高の全体について第一種事業のみなし仕入率である90%を適用することができます。

■2種類以上の事業を営む場合の算式

(1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合)

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 (P44注27)} \times \text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}$$

(ハ) 第一種事業から第六種事業までのうち、3種類以上の事業を営む事業者で、2種類の事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合

その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高は、そのみなし仕入率を適用し、その事業以外の課税売上高は、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率を適用することができます。

例

卸売業（第一種事業）、小売業（第二種事業）、サービス業（第五種事業）の3種類の事業を兼業している事業者の場合、それぞれの事業に係る課税売上高の割合が、卸売部分100分の45、小売部分100分の35、サービス部分100分の20の場合には、卸売部分の課税売上高については第一種事業のみなし仕入率である90%を、残りの小売及びサービス部分の課税売上高の合計については第二種事業のみなし仕入率である80%を適用することができます。

課税売上高	卸売業 (第一種事業)	$\frac{45}{100}$	→	75%以上	適用する みなし仕入率 90%
	小売業 (第二種事業)	$\frac{35}{100}$	→		
	サービス業 (第五種事業)	$\frac{20}{100}$			適用する みなし仕入率 80%

■3種類以上の事業を営む場合の算式（上記の例の場合）

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{第一種事業に係る消費税額} \times 90\% + \left(\text{課税売上げに係る消費税額} - \text{第一種事業に係る消費税額} \right) \times 80\%}{\text{課税売上げに係る消費税額}} \times \text{課税標準額に対する消費税額 (P44注27)}$$

また、次のいずれにも該当しない場合には、次の算式により計算することもできます。

- 貸倒回収額がある場合
- 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{第一種事業に係る消費税額} \times 90\% + \left(\text{課税売上げに係る消費税額} - \text{第一種事業に係る消費税額} \right) \times 80\%}{\text{課税売上げに係る消費税額}} \times \text{課税標準額に対する消費税額 (P44注27)}$$



[4] 事業の区分方法

2種類以上の事業を営む事業者が仕入控除税額を計算する場合は、課税売上高をそれぞれの事業ごとに区分する必要があります。

具体的な区分方法は、右のような方法があります。なお、実際の記帳の際には記載例のように帳簿の摘要欄に第二種事業なら〈②〉と省略して書くなど、事業の種類が判明する方法で記載することもできます。

■現金出納帳の記載例～食肉小売業の場合～

月	日	摘要	入金	出金	残高
9	10	精肉売上※〈②〉	21,600		
	"	総菜(加工品)売上※〈③〉	10,800		32,400

※は軽減税率対象品目

■具体的な区分方法

- ① 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
- ② 納品書、請求書、売上伝票又はレジペーパー等に、事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
- ③ 事業場ごとに1種類の事業のみを行っている事業者が、その事業場ごとの課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

[5] 課税売上高を事業の種類ごとに区分していない場合

事業区分のうち2種類以上の事業を営む事業者は、課税期間中に行った課税売上げを事業の種類ごとに区分することとされていますが、この区分を行っていない場合には、区分していない2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

例

第一種事業、第二種事業と第三種事業を営む事業者が、課税売上高を区分していない場合

→ 区分していない第一種事業及び第二種事業に係る課税売上高についても第三種事業のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算する。

例

第二種事業に係る消費税額 70 第三種事業に係る消費税額 30 (課税標準額に対する消費税額 100)

【区分している場合】 それぞれの事業区分ごとのみなし仕入率で計算。(参照→P44 [3] ②(イ))

●仕入控除税額の計算

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額 } 100}{\frac{\text{第二種事業に係る消費税額 } 70}{\text{みなし仕入率 } 80\%} + \frac{\text{第三種事業に係る消費税額 } 30}{\text{みなし仕入率 } 70\%}} \times (70 + 30) = \text{仕入控除税額 } 77$$

●納付消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 - \text{仕入控除税額 } 77 = \text{納付税額 } 23$$

【区分していない場合】 最も低いみなし仕入率で計算。

●仕入控除税額の計算

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 \times \text{みなし仕入率 } 70\% = \text{仕入控除税額 } 70$$

●納付消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 - \text{仕入控除税額 } 70 = \text{納付税額 } 30$$

このように課税売上高を事業の種類ごとに区分している場合と区分していない場合とでは、納付する消費税額に差があります。きちんと区分するようにしましょう。



＜届出等の手続＞



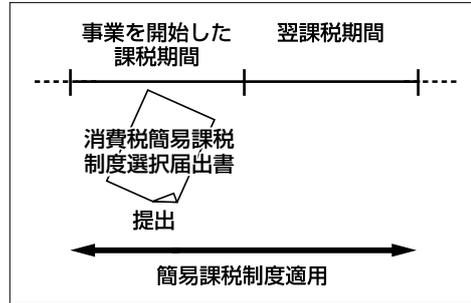
●簡易課税制度を選択しようとするとき……

事業者が簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。（災害時の特例についてはP68を参照）

ただし、事業を開始した課税期間や簡易課税制度を適用している被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を相続、吸収合併又は吸収分割により承継した課税期間である場合は、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

また、

- ・ 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P76参照）で、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書とその課税期間中に提出した場合
- ・ 2割特例（P48参照）の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。



●簡易課税制度の選択をやめようとするとき……

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、原則として、課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。（災害時の特例についてはP68を参照）

例 設備投資が予定されているため、消費税の還付を受けようとする場合 → 還付を受けようとする課税期間の前課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する。

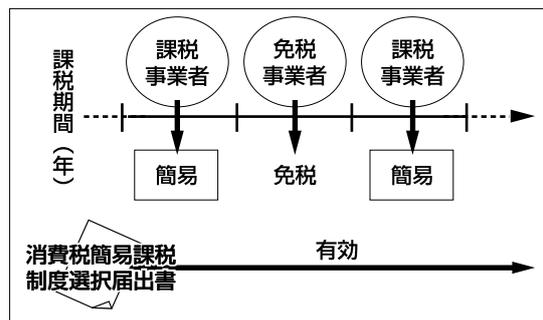
ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後の課税期間でなければ、その適用をやめることはできません。



簡易課税制度の適用を受けるに当たってのご注意

●簡易課税制度の適用を選択している事業者は、簡易課税制度を適用しないで仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。

●簡易課税制度の適用を選択している事業者が免税事業者となった場合でも、簡易課税制度選択届出書は効力を有しています。したがって、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び課税事業者となったときには簡易課税制度を適用して申告を行うこととなります。



●基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用することができません。したがって、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及び適格請求書等の請求書等の両方の保存が必要となります。それらの帳簿及び請求書等は、確定申告期限の翌日から7年間、納税地等に保存する必要があります。

●「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている場合、新設法人・特定新規設立法人に該当する場合及び高額特定資産を取得した場合等は、一定期間「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できない場合があります（参照→P22～24）。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書発行事業者
- 19 総額表示

② 納付税額の計算方法等

具体的な計算方法は以下のとおりです。

売上税額 - 売上税額 × 80% = 納付税額 (= 売上税額の2割)

(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合の納付税額
70万円 - 70万円 × 80% = 14万円

2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要です。

また、簡易課税制度選択届出書を提出している事業者であっても、2割特例により申告することができます。簡易課税制度と異なり、2年間継続して適用するといった要件もなく、一律に80%の税額控除を行うこととなるため、簡易課税制度で求められる各業種に応じた売上・収入の区分が不要となり、適用税率毎に売上税額を把握するだけで申告書の作成が可能となるため、更なる事務負担の軽減が図られることとなります。

5. 売上返品、値引き、割戻し等があった場合

課税事業者が課税資産の譲渡等(注28)につき、返品を受けたり、値引き、割戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等(注29)を行った場合の消費税額は、次のように計算します。

■ 売上対価の返還等の金額に係る消費税額の計算方法

$$\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額} = \text{売上対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} (\text{標準税率}) \text{ 又は } \frac{6.24}{108} (\text{軽減税率})$$

(注30)

そして、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します。この場合、控除しきれない金額があるときは還付されます。

なお、適用には、売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿の保存が必要です。売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

注28

特定資産の譲渡等(参照→P50)を除きます。

注29

課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額)の全部若しくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をいいます。

注30

売上対価の返還等につき交付した適格返還請求書の写しを保存している場合には、適格返還請求書の写しに記載された消費税額等に100分の78を乗じて算出した金額とすることもできます。

6. 貸倒れが生じた場合

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等(注28)を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れ(注31)となったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します。(注32)

■ 控除することができる貸倒れに係る消費税額の計算方法

$$\text{貸倒れに係る消費税額} = \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} (\text{標準税率}) \text{ 又は } \frac{6.24}{108} (\text{軽減税率})$$

注31

相手方に対する売掛金その他の債権につき、更生計画認可の決定により切り捨てられたことその他一定の事実が生じたため、税込価額の全部又は一部を領収できない場合をいいます。

注32

適用には、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類の保存が必要です。